

# 2025年度 駐車許可証の発行について

下記条件を満たす学生のうち、より必要性の高い学生を選定します。

1. 免許取得1年以上で自動車任意保険に加入し、大学主催の交通安全講習会を受講した学生のうち、下記のいずれかを満たしている。

(1) 自宅が以下の地域にある。

**ア:下関市外に在住している**

**イ:下関市内に在住の場合**

- ・山陰方面は、安岡地区(横野)より遠方
- ・新下関方面は、小野地区より遠方
- ・山陽方面は、長府地区(才川)より遠方
- ・彦島地区

(2) 理由書や診断書等により、自動車通学の必要性が高いと認められる。

## ※注意※

- ・ 駐車許可証の有効期間は2025年4月1日より1年間です。
- ・ 既に許可証の発行を受けている学生も、継続したい場合は必ず交通安全講習会に出席して下さい。
- ・ ただし新4年生については、上記条件を満たす場合でも、卒業までに取得しなければならない単位数が少ない(例:専門演習のみを取得する等)ようであれば他学年を優先します。
- ・ 駐車を許可できる数には限りがあります。申請が多数の場合は、必要性が高いとされる方から選定します。